

主要国における免税点制度・簡易課税制度の概要

(2024年1月現在)

	日本	英国	ドイツ	フランス
免税点制度	前々課税期間の課税売上高が 1,000万円以下	<p>当年各月の直近1年間の課税売上高及び今後30日間の課税売上高見込額がいずれも85,000ポンド(1,581万円)以下</p> <p>※ 直近1年間の課税売上高が上記金額を超過しても、その時点から1年間の課税売上高見込額が83,000ポンド(1,544万円)以下であることが歳入関税庁に認められれば、免税事業者のままであることが可能。</p>	<p>前年の課税売上高が 22,000ユーロ(356万円)以下</p> <p>かつ</p> <p>当年の課税売上高見込額が 50,000ユーロ(810万円)以下</p>	<p>前年の課税売上高が 91,900ユーロ(1,489万円)以下</p> <p>かつ</p> <p>当年の課税売上高が 101,000ユーロ(1,636万円)以下</p>
簡易課税制度	前々課税期間の課税売上高が 5,000万円以下	<p>今後1年間の課税売上高見込額が 150,000ポンド(2,790万円)以下</p> <p>・売上総額に平均率を乗じて、納付税額を計算。 ・平均率は、14.5%(法律サービス業等)～4%(食品等の小売業)の17区分。</p>	なし (2023年より廃止)	なし
	<p>・売上税額にみなし仕入れ率を乗じて、仕入税額を計算。 ・みなし仕入れ率は、90%(卸売業)～40%(不動産業)の6区分。</p>			

(注1) 上記は、各国における原則的な取扱いを記載。

(注2) 日本の免税点制度は、資本金1,000万円以上の新設法人(設立当初の2年間)等については、不適用。

(注3) 英国の簡易課税制度は、同制度適用開始の日を基準に各年の直近12か月の税込売上高が230,000ポンド(4,278万円)を超えた場合、または今後30日間の税込売上高見込額が230,000ポンド(4,278万円)を超える場合については、不適用。

(注4) フランスの免税点制度は、商業、サービス業(外食・宿泊業等を除く)、専門職など、基準額が業種に応じて複数存在する。表中では商業に適用される基準額を記載。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=186円、1ユーロ=162円(裁定外国為替相場:令和6年(2024年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。